

令和2年3月1日

建設業者各位

廿 日 市 市
(建設部建設総務課)

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期適用については、(令和2年2月14日付け国土入企第49号)国土交通省土地・建設産業局長からの要請及び、広島県土木局長からの参考送付がありました。本市においても、新労務単価の早期反映について特例措置の対応を講じることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象となる工事

(1)令和2年3月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価(※)を適用して予定価格を積算しているもの。

(※)旧労務単価とは、平成31年3月から適用した公共工事設計労務単価をいう。

(2)令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、令和2年3月1日において工期の始期日が到達していないもの。

ただし、変更協議の申し出前に工事の完成の届出がなされた場合は対象外とする。

2 受注者への通知

受注者に対して、対象となる工事ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

3 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、対象工事が(1)の場合は別記様式第2号により、(2)の場合は別紙様式1-1(建設工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求))により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「技能労働者への適切賃金水準の確保について」(令和2年2月14日付け国土入企第49号)等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応する旨の誓約書とする。

4 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

5 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

(1)の場合

$$\text{変更請負代金額} = \text{変更工事価格} \times \frac{\text{当初請負工事価格}}{\text{当初工事価格}} + \text{消費税額}$$

(新労務単価適用) (旧労務単価を適用)

(2)の場合

「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について」（平成26年2月20日）1.(1)及び2から8.まで（4.(3)を除く。）の規定を準用するものとする。

6 その他

受注者からの協議請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、協議請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

【問合せ先】

建設部建設総務課

担当：技術管理係

TEL(0829)30-9171